

奥越漁業協同組合内共第2号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則はこの組合の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（いわな・やまめ・こい・ふな・あゆ・あじめどじょう）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、予め口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の中欄に掲げる漁具・漁法により行うものとし、当該漁具・漁法はそれぞれ同表の右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

魚種	漁具・漁法	規模
あゆ	竿釣	
いわな やまめ・こい・ふな あじめどじょう	たも網	網の口径 1m 以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
やまめ・いわな	3月1日～9月30日まで
こい・ふな	1月1日～12月31日まで
あゆ	公表した解禁日～11月30日まで
あじめどじょう	公表した解禁日～9月30日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板並びに組合の委託した遊漁承認証取扱店に掲示してするものとする。

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いwana やまめ あゆ	15cm
こい・ふな	20cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、次項但し書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
いwana やまめ こい・ふな あじめどじょう	竿釣 たも網	1日	1,000円(70歳以上の高齢者又は身体障害者にあつては700円)
		1年	4,500円(70歳以上の高齢者又は身体障害者にあつては3,500円)
あゆ	竿釣 たも網	1日	1,500円
		1年	4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。
但し、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- ① 奥越漁業協同組合(大野市川合 21-34)
- ② 組合が委託した遊漁承認証取扱店

1. 清水釣具店(郡上市八幡町稲成 5 5 0 - 7)
2. もりした釣具店(郡上市八幡町稲成 1 1 3 5)
3. めだか釣具店(郡上市白鳥町バイパス沿い)
4. ホテルフレアール和泉(大野市下山 6 3 - 2 - 2 4)
5. 国民宿舎パークホテル九頭竜(大野市角野 1 4 - 3)
6. 古川茂雄(大野市下大納)
7. 福井和泉リゾート(福井市朝日前坂 6 - 2 2)
8. 末永利光(大野市朝日)
9. ドライブイン九頭竜(大野市下半原 6 1)
- 1 0. 三島舟志(岐阜市太郎丸知の道 2 5 7)
- 1 1. 須甲一治(大野市朝日 2 6 - 4 5 - 1)
- 1 2. フィッシングポイント(福井市八ツ島町 3 1 - 6 0 1)
- 1 3. (株) 上州屋新福井店(福井市開発 4 - 3 1 1)
- 1 4. 道の駅九頭竜 (大野市朝日)
- 1 5. 藤原秀揮 (大野市角野)
- 1 6. フィッシャーズ福井店 (福井市高柳 2 丁目 623)
- 1 7. 越前フィッシングセンター (福井市三郎丸 3-1105)
- 1 8. **Fishing shop** フナヤ(福井市二ノ宮 2-27-9)
- 1 9. 道の駅「越前おおの荒島の郷」(大野市蕨生 137-21-1)

(遊漁承認証に関する事項)

第 7 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式第 1 号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 8 条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 9 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、行政庁の認可のあった日より施行する。

この規則は、令和元年11月1日から一部変更する。

この規則は、令和2年9月8日から一部変更する。

この規則は、令和3年4月22日から一部変更する。